

突然介護が必要な状態になった時に…

# 介護補償

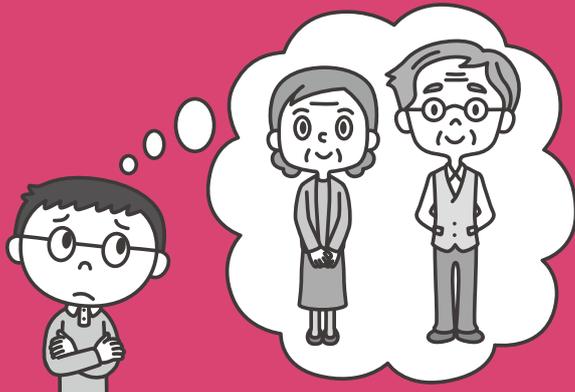
団体割引 **15%** 適用

NEW!

- 保険料が改定されました。
- 健康状態告知書が改定されました。
- 「認知症アシスト」サービスを利用できるようになりました。

## 注意

当該補償は他の補償にご加入いただいている方のみ、ご加入可能です。



※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については後記「補償の概要等」をご覧ください。

## 介護補償の概要

保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス(検索支援サービス等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。)

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)<sup>(\*)1</sup>と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。[独自基準追加型(要介護2)]  
(\*)1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

## 介護補償のPOINT

### ●本人、配偶者のご両親も 保険の対象となる方(被保険者) ご本人としてご加入いただけます

本人・配偶者・子・両親・兄弟・本人と同居の親族のいずれでも被保険者(保険の対象となる方)の範囲に含まれます。  
※本人とは日本大学医学部同窓会の会員のことをいいます。

### ●独自基準追加型で39歳以下もカバー

公的介護保険制度では保障されない39歳以下の方が要介護状態になった場合や、40歳～64歳の方でケガ、交通事故等により要介護状態になった場合も補償します。

#### ■「公的介護保険制度」とは

【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

#### ■公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	65歳以上	40歳以上64歳以下 <sup>(*)2</sup>	39歳以下
被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者	被保険者ではない
受給要件	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)	要介護、要支援状態が、末期がん、関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	対象外

(\*)2 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

#### ■「独自基準追加型」とは

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加え、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考:公的介護保険制度の特徴】

特徴①:40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②:40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!

# 公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像		
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。		軽度 ↑ ↓ 重度
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。	
	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。	
要介護	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。	
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。	
	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。	
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。	

## 補償イメージ

補償対象		年齢	5歳～39歳	40歳～64歳(第2号被保険者)	65歳～84歳(第1号被保険者)
原因	特定16疾病(*3) (*3) 末期がん、脳血管疾患など		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>「公的介護保険」の保障範囲</p> <p><b>「独自基準追加型」の補償範囲</b></p> <p>※東京海上日動所定の要介護状態と認定された場合</p> </div>		
	上記以外(*4) (*4) ケガ、交通事故による介護状態などを含みます。				

## 保険金額・保険料表(月払)

●引受対象年齢: 満5歳以上満84歳以下 ※ご加入口数は1口のみです。(単位: 円)

タイプ	K3タイプ				
補償の型	独自基準追加型(要介護2)		補償の型	独自基準追加型(要介護2)	
加入年齢	300万円		加入年齢	300万円	
5～9歳	10		45～49歳	240	
10～14歳	10		50～54歳	330	
15～19歳	10		55～59歳	470	
20～24歳	10		60～64歳	1,000	
25～29歳	30		65～69歳	2,080	
30～34歳	50		70～74歳	4,570	
35～39歳	100		75～79歳	10,500	
40～44歳	200		80～84歳	19,860	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点(2024年3月1日現在)の年齢をいいます。)によって異なります。  
 ※保険の対象となる方(被保険者)の用語の解説(定義)については後記「補償の概要等」をご参照ください。